

# 議 員 連 絡 会

日 時 令和6年8月21日（水）  
午後1時30分から  
会 場 市議会議場

## 1 議会閉会中における常任委員会の活動状況報告

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 総務生活常任委員会 | 7月4日、7月31日      |
| (2) 厚生教育常任委員会 | 7月8日、7月9日、7月31日 |
| (3) 経済建設常任委員会 | 7月31日           |

## 2 議長会関係の報告……………資料1

- (1) 令和6年度 志太榛原五市二町議会議長連絡協議会（8月5日）
- (2) 令和6年度 静岡県中部四市議会議長協議会（8月6日）

## 3 令和6年9月島田市議会定例会の日程について……………資料2

## 4 その他

## 議長会関係の報告

令和6年度 志太榛原五市二町議会議長連絡協議会

- 1 開催市 藤枝市
- 2 開催日 令和6年8月5日
- 3 内 容
  - ・議案
    - ・第1号議案 令和5年度事業報告について
    - ・第2号議案 令和5年度歳入歳出決算の認定について
    - ・第3号議案 令和6年度事業計画（案）について
    - ・第4号議案 令和6年度歳入歳出予算（案）について
- 4 結 果  
全ての議案について、原案のとおり承認又は可決された。
- 5 その他  
申合せにより、次回開催市は島田市となった。

令和6年度 静岡県中部四市議会議長協議会

- 1 開催市 藤枝市
- 2 開催日 令和6年8月6日
- 3 内 容
  - ・議案
    - ・第1号議案 令和5年度事業報告について
    - ・第2号議案 令和5年度収入支出決算の認定について
    - ・第3号議案 令和6年度事業計画（案）について
    - ・第4号議案 令和6年度歳入歳出予算（案）について
    - ・第5号議案 次期開催市について
- 4 結 果  
全ての議案について、原案のとおり承認又は可決された。
- 5 その他  
次回開催市は、島田市となった。

令和6年9月島田市議会定例会日程

月 日	曜日	会 議 内 容	備 考
8月16日	金	議会運営委員会 午前9時30分～	
8月21日	水	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(8/20)、議案送付
8月23日	金		諸般通告締切り:正午、一般質問通告事前提出:午後3時
8月27日	火		一般質問通告締切り:午後3時
8月28日	水	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】 午前9時30分～、決算説明会 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会等審査・調査報告、議案上程・説明	
8月29日	木	休会	
8月30日	金	休会	
8月31日	土	休会	
9月1日	日	休会	
9月2日	月	休会	
9月3日	火	休会	
9月4日	水	休会	議案質疑通告締切り:午後3時
9月5日	木	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～	
9月6日	金	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～)	
9月7日	土	休会	
9月8日	日	休会	
9月9日	月	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～	
9月10日	火	休会	
9月11日	水	【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～ 予算・決算特別委員会 議案質疑終了後	
9月12日	木	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時30分～)	※時間内に終了しない場合は、予備日(9月18日)で対応。
9月13日	金	休会(予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午前9時30分～)	
9月14日	土	休会	
9月15日	日	休会	
9月16日	月	休会(敬老の日)	
9月17日	火	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時30分～)	
9月18日	水	休会(分科会,常任委員会予備日)	
9月19日	木		
9月20日	金	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切り:午後3時
9月21日	土	休会	
9月22日	日	休会(秋分の日)	
9月23日	月	休会(振替休日)	
9月24日	火	休会	
9月25日	水	休会	
9月26日	木	休会	
9月27日	金	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
9月28日	土	休会	
9月29日	日	休会	
9月30日	月	【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告→質疑→討論→採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	

34日間

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。